## 別表六の二 (二十六) の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の6第 1項又は第2項(給与等の支給額が増加した場合の法人 税額の特別控除)の規定の適用を受ける場合(法第15 条の2第1項(連結事業年度の意義)に規定する連結親 法人事業年度が令和3年4月1日から令和5年3月31 日までの間に開始する各連結事業年度において措置法第 68条の15の6第1項又は第2項の規定の適用を受ける 場合に限ります。)において、措置法第68条の15の2 第1項若しくは第2項(地方活力向上地域等において雇 用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)又は令 和2年改正前の措置法(以下「令和2年旧措置法」とい
- います。)第68条の15の2第1項若しくは第2項《地 方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の 法人税額の特別控除》の規定の適用を受けるときに記載 します。
- 2 「控除対象調整数の計算」及び「個別控除対象調整数の計算」の各欄は、措置法第68条の15の2第2項又は令和2年旧措置法第68条の15の2第2項の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合において、「5」、「10」、「21」及び「26」の各欄は、措置法第68条の15の2第1項又は令和2年旧措置法第68条の15の2第1項の規定の適用を受ける場合にのみ記載します。